

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約（案）

新旧対照表

旧	新
<p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部砂防課、流域政策局および滋賀県東近江土木事務所に置く。</p> <p>2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部砂防課、流域政策局および滋賀県東近江土木事務所に置く。</p> <p>2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。</p>
<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>
<p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>
<p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成30年5月15日から施行する。</p>	<p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成30年5月15日から施行する。</p>
<p>(附則)</p> <p>本規約の改正は、平成31年3月18日から施行する。</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>本規約の改正は、平成31年3月18日から施行する。 <u>本規約の改正は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>

旧

別表

(市町：市町コード順 敬称略)

所属	職名	氏名
【委員】		
近江八幡市	市長	小西 理
東近江市	市長	小椋 正清
日野町	町長	藤澤 直広
竜土町	町長	西田 秀治
国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	事務所長	堀田 伸之
気象庁 彦根地方气象台	气象台長	櫻井 敬三
滋賀県	知事	三日月 大造
滋賀県 東近江土木事務所	土木交通部技監 地域防災監 事務所長	平林 光彦
滋賀県 東近江農業農村振興事務所	事務所長	榎本 秀和
【学識者 (アトハクイザー)】		
京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教授	多々納 裕一
京都大学防災研究所 水資源環境研究センター	教授	堀 智晴
【事務局】		
滋賀県 土木交通部	砂防課	
	流域政策局	
滋賀県 東近江土木事務所	河川砂防課	

新

別表

(市町：市町コード順 敬称略)

所属	職名	氏名
【委員】		
近江八幡市	市長	小西 理
東近江市	市長	小椋 正清
日野町	町長	堀江 和博
竜王町	町長	西田 秀治
国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	事務所長	堀田 伸之
気象庁 彦根地方气象台	气象台長	櫻井 敬三
滋賀県	知事	三日月 大造
滋賀県 東近江土木事務所	土木交通部技監 地域防災監 事務所長	平松 良哉
滋賀県 東近江農業農村振興事務所	事務所長	山本 孝司
【学識者 (アトハクイザー)】		
京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教授	多々納 裕一
京都大学防災研究所 水資源環境研究センター	教授	堀 智晴
【事務局】		
滋賀県 土木交通部	砂防課	
	流域政策局	
滋賀県 東近江土木事務所	河川砂防課	

